

大 島 町 及 び 八 丈 町

第1 監査の目的

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項に基づき、都が補助金交付等の財政援助を行っている団体に対して、財政援助に係る事業が、その目的に沿って適正に執行されているか、監査を実施した。

第2 監査対象の概要

1 都との関係

都は、大島町及び八丈町に対し、町の実施する事務事業の推進に資することを目的に、
 ア 東京都消防施設整備費補助金交付要綱に基づく補助金
 イ 国民健康保険基盤安定都負担金
 等を、交付している。

今回、監査の対象とした補助金、負担金（以下「補助事業等」という。）の平成18年度（補助金：38事業、負担金：6事業）及び平成19年度（補助金：39事業、負担金：6事業）の交付額は、表1及び表2のとおりである。

（表1）監査の対象とした補助事業等の内訳（大島町）（単位：千円）

年 度	補助事業等の額		内 訳			
			補 助 金		負 担 金	
	件 数	金 額	件 数	金 額	件 数	金 額
平成18年度	21	362,107	18	320,028	3	42,079
平成19年度	21	527,465	18	483,912	3	43,553

（注）補助事業等の額には町の一般会計のほか、特別会計等への額を含む。

（表2）監査の対象とした補助事業等の内訳（八丈町）（単位：千円）

年 度	補助事業等の額		内 訳			
			補 助 金		負 担 金	
	件 数	金 額	件 数	金 額	件 数	金 額
平成18年度	23	554,244	20	501,395	3	52,849
平成19年度	24	601,110	21	534,566	3	66,544

（注）補助事業等の額には町の一般会計のほか、特別会計等への額を含む。

第3 監査の範囲及び実地監査期間

1 監査の範囲

平成18年度及び平成19年度の補助事業等について実施した。

2 実地監査場所及び期間

(1) 総務局、都市整備局、環境局、福祉保健局、産業労働局、建設局

平成20年5月22日

(2) 大島町

平成20年6月18日

(3) 八丈町

平成20年5月28日

第4 監査の結果

1 事業実績について

平成18年度及び平成19年度における補助事業等の主な実績は、別表1のとおりであり、別項指摘事項を除き、事業は補助目的に沿って適正に執行されているものと認められる。

2 指摘事項

(1) 福祉保健局

ア 補助金の返還を求めるべきもの

福祉保健局（以下「局」という。）は、区市町村が実施する福祉・保健・医療の基盤整備及びサービスの充実を目的とする事業を支援するため、補助金を交付して福祉保健施策の向上を図っている。

ところで、大島町及び八丈町に対する補助金の交付状況について見たところ、次のとおり、不適正な事例が認められた。

(ア) 局は、「老人保健法等による医療等以外の保健事業に係る都補助金交付要綱」（昭和57年衛公成第77号）に基づき、島しょ地区の住民を対象とした基本健康診査等に係る事業費の一部（3分の2）を補助している。

ところで、大島町が実施した「医療等以外の保健事業」に対する平成18年度の補助金は、139万7,237円となっているが、このうち、基本健康診査に係る補助金の対象者は、30歳以上40歳未満の者となっているにもかかわらず、対象者以外（25歳～29歳）の人員を含めて算定していることが認められた。

この結果、表3のとおり、15万8,032円が過大に交付されている。

(イ) 局は、「子ども家庭支援センター事業実施要綱」(平成7年福祉推第402号)に基づき、子ども家庭支援センター事業を行う市町村に対し、事業費の一部(2分の1)を補助している。

ところで、大島町が実施した「子ども家庭支援センター事業」に対する平成19年度の補助金は、1,200万円となっているが、実績報告書について見ると、補助対象経費ではない「工事請負費」51万8,000円が含まれていることが認められた。

この結果、表4のとおり、5万8,000円が過大に交付されている。

(ウ) 局は、「東京都へき地医療運営費等補助金交付要綱」(平成10年衛医救第496号)に基づき、医療の確保に要する経費の一部(2分の1)を補助している。

ところで、八丈町が実施した「へき地医療運営事業」に対する平成18年度の補助金は、378万8,000円となっているが、このうち、ヘリコプター等添乗医師確保事業における11月分の基準額の単価を常勤医師(単価1万5,000円)と非常勤医師(単価3万円)を誤って算定していることが認められた。

この結果、表5のとおり、8,000円が過大に交付されている。

局は、補助金の内容を適切に審査するとともに、過大に交付した補助金の返還を求められたい。

(表3) 医療等以外の保健事業に係る補助金の正誤表 (単位:人、円)

	対象人員 (A)	対象経費支出額 (A×9,700)	補助基準額 (A×6,972)	補助基本額	交付額 (補助基本額×2/3)
交付額(誤)	148	1,435,600	1,031,856	1,031,856	687,904
交付額(正)	114	1,105,800	794,808	794,808	529,872
差	34	—	—	—	158,032

(注) 補助基準額と対象経費支出額とを比較して少ない方の額を補助基本額とする。

(表4) 子ども家庭支援センター事業に係る補助金の正誤表 (単位:円)

	補助対象経費	補助基準額	補助基本額	交付額(1/2)
交付額(誤)	24,402,977	24,000,000	24,000,000	12,000,000
交付額(正)	23,884,977	24,000,000	23,884,000	11,942,000
差	518,000	—	—	58,000

(注) 補助対象経費と補助基準額を比較して少ない方の額を補助基本額とする。

(表5) ヘリ添乗医師確保事業に係る補助金の正誤表 (単位:人、円)

	対象医師数	補助対象経費	交付額(1/2)
交付額(誤)	常勤・12 非常勤・14	600,000	300,000
交付額(正)	常勤・13 非常勤・13	585,000	292,000
差	—	—	8,000

(注) 交付額の算定は、1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てる。

(別表1) 主な補助金等対象事業

(単位：千円)

所管局	事業名	交付額 (大島町)		交付額 (八丈町)		対象事業等の内容
		18年度	19年度	18年度	19年度	
総務局	東京都消防施設整備費補助金	3,617	0	5,720	6,477	消防自動車の購入、貯水槽設置等に対する補助 (補助率：3分の1)
環境局	東京都浄化槽設置事業補助金	2,856	2,709	2,223	2,404	浄化槽設置事業への補助 (補助率：4分の1)
	島しょ地域焼却灰等適正処理事業費補助金	—	—	5,737	5,278	焼却灰等の島外搬出経費に対する補助 (補助率：2分の1)
福祉保健局	老人保健法等による医療等以外の保健事業費に係る都補助金	1,397	1,158	1,827	2,529	島しょ地区の住民を対象とした基本健康診査等に係る事業費の一部を補助 (補助率：3分の2)
	子ども家庭支援センター事業費補助金	12,000	12,000	5,038	8,500	子ども家庭支援センター事業を行う市町村に対する事業費の一部を補助 (補助率：2分の1)
	へき地医療運営費等補助金	1,585	29,722	3,718	3,627	離島、山村等の地域住民の医療の確保に要する経費に対する補助 (補助率：2分の1)
	乳幼児医療費助成事業補助金	6,036	5,856	6,041	6,077	義務教育就学前の乳幼児の養育者を対象に医療費の自己負担の一部を助成 (補助率：2分の1)
	国民健康保険基盤安定都負担金	26,594	28,413	25,381	34,690	区市町村国保の財政基盤の安定化を図ることを目的に国民健康保険特別会計への繰入れ事業を対象
都市整備局	区市町村公営住宅家賃対策補助金	8,332	8,013	56,917	54,910	市町村が運営する公営住宅の家賃補助 (補助率：2分の1)
建設局	市町村土木補助事業補助金	133,713	119,550	167,500	99,291	都の区域内の土木事業に要する経費に対する補助 (補助率：2分の1)
産業労働局	勤労者福祉支援事業補助金	—	22,000	26,000	26,000	勤労者の福祉向上事業に要する経費に対する補助 (補助率：定額)
	離島漁業再生支援事業費補助金	0	9,840	13,171	13,307	離島漁業の再生を図るために要する経費に対する補助 (補助率：定額)
	島しょ漁業振興施設整備事業費補助金	4,546	37,021	34,542	35,362	島しょ漁業の振興を図るために要する経費に対する補助 (補助率：4分の3)

(注) 交付額のうち、0円は申請がなかった事業であり、また、—は該当しない事業である。